



の譲与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大倉精一君 和達長官にお尋ねいた

しますけれども、石垣島あるいは南大東島の高層気象観測は、わが国の気象にとってもあるいは世界の気象にとって非常に重要なあるということが多いわれておりますので、この際、地理の上で、図面の上で、この高層気象の観測網はどんなふうになつておるかと

いう点について御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 高層気象観

測は近代の気象事業において非常に重要な地位を占めるものでありますので、わが国におきましても鋭意その整備に努力して参りました。現在わが国

の高層気象観測網は十四カ所ございます。そのほか海上における観測点としまして、夏季の六ヶ月、南方定點において観測を行なっております。この十

四カ所のうちには、南方には八丈島、鳥島がございまし、また名瀬において高層観測をいたしております。先

年南大東島において高層観測が行なわれるようになりまして、このときに日本と沖縄との協定によりまして、日本が観測に必要な物品を貸与または譲与することによって南大東島において高層観測が行なわれた次第であります。

沖縄の本島におきましては那覇において高層観測が行なわれております。また台湾においても高層観測が行なわれておりますが、石垣島は台湾の西方四百キロの地点であります。広い海の中はなかなか高層観測はむずかしいの

であります。こういう島を活用する

ことが現在における高層観測網を充実させる一番最初に行なうべきことになつております。

○大倉精一君 資料を要求したいと思

うのですが、この資料ができるかどうか

つまり、世界の高層気象観測網はどういう工合になつてゐるか。どこで

いはどこに欠陥が存在をしているかと

いうような点について、図面にして、われわれにわかるような資料を要求し

たいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(和達清夫君) 先生のおつ

しゃるような資料を作りまして提出いたしたいと思います。

○大倉精一君 その資料をちょうだい

ましては、世界の高層気象観測網につきましては、世界気象機関の技術規則で

きめているところによりますと、陸上

は三百キロ以内に一ヵ所の基準で設け

ることになつております。わが国におきましては、大体この基準を満たし

ておられる状態であります。

○大倉精一君 その資料をちょうだい

してから先の質問をしたいと思ひます

から、きょうはこれでこの質問を保留

をいたしました。

○委員長(村松久義君) 長官いつまでに御提出願えますか。

○政府委員(和達清夫君) 一両日

中……。その資料は世界全体にいたしましますか、日本の付近、アジア、というようなところでよろしくうございましょうか。

○大倉精一君 大体日本に関連した付近を中心にして、世界の高層気象観測網との比較がわかるように、國の観測網との比較がわかるよろしくうございましょうか。

○大倉精一君 大体日本に御提出願えますか。

○政府委員(和達清夫君) 一両日

たが、調査の結果、要約しますと三つの問題点があります。

うちに出たいたいと思います。

○委員長(村松久義君) よろしくうござりますか……。

本案に対する質疑は、さらに継続をいたします。

○委員長(村松久義君) 次に、運輸事

情等に関する調査を議題といたしま

す。坂本君より発言を求められており

ますので、この際御発言願います。

〔速記中止〕

○委員長(村松久義君) 速記を始め

て。坂本委員。

○坂本昭君 土讃線山くずれにつき三

月九日午後現地を大倉委員、寺尾委員

とともに調査いたしました結果につき

まして、簡単に御報告いたします。

高さ百二十メートルの山腹大崩壊の

現地に参りました。崩壊の壁面に直面しまして、いよいよその激甚さに驚かざるを得なかつたのであります。命綱のロープに身を託し崩壊壁面で作業

しまして、いろいろ労働者諸君の苦労に謝るとともに、復旧工事を計画監督している労働者諸君に感謝する

当局の苦心に対し敬意を表せざるを得

ないものであります。復旧作業の一日

も早からぬことを祈るとともに、尊い

現在の二人の犠牲者にさらに犠牲の加わることのなきことを祈る次第でござります。現地におきまして、高知県知事、高知県議会議長等より、第一、復旧期間短縮。二、代行輸送のス

ピード化。三、根本的な安全輸送対策

の早期樹立と実施。四、国道三十二号

線の早期完成。五、高知港改修計画の

早期完成。六、四国東部循環線の早期

完成等について切実な要望を受けまし

りますところの宗谷を急拵この代行に差し向けて実行に移したわけでござりますが、宗谷につきまして現地のほうで、いろいろ御要望が出ておりますので、これにつきまして、国鉄のほうに

運輸省いたしましてもそのお話を伝えて、鏡意検討をさせたわけでござりますが、このことに関する新

しいクリップ、ひび割れを生じつつあら回送されている宗谷丸がきわめて非能率的であつて評判がよくない事実であります。速力、四日に一往復、荷役に多数の労力を要するという点で一考を要すると思われました。第三点

は、代行輸送の問題でありまして、

四五百トン級の貨物船をさらに一隻配船し、特に須崎港に配船すると代行輸送を強化できるではないかと考えられます。

以上三点につき、三月十日前帰京いたしまして直ちに運輸並びに国鉄当局と相談をし、復旧工事の進捗と代行輸送の強化について一段と努力をする

ことを要望しておきましたので、その後三日間の間に具体化されていくと思ひますので、その点は政府からの説明に譲り、とりあえず以上御報告いたします次第でござります。

○委員長(村松久義君) 坂本君の御發言に対しても関連して御質疑がありますれば、当局が参つておりますので、質疑を許します。

○坂本昭君 それでは、ただいま私が政府の御説明に譲りました復旧工事の進め方の技術的な内容と、代行輸送のそ

の後改善された点について、政府の御説明をいただきたい。

○政府委員(高橋末吉君) ただいまお話をございました代行輸送の強化の点につきまして、特に国鉄の石炭船であ

鉄は、県御当局、県議会の方々、現地海運支局長、高知の港の事務所長等の御協力を得まして船を探しました結果、第五和洋丸といふ船に目をつけた次第でございます。この船の性能は四百トンの船でございますが、雑荷積載能力は百五、六十トンであろうといわれておりますが、速力は九ノットでござりますので、高知、兵庫港両港間を十六時間半の運行になりますので、二日に一往復ということがまずかつて、ちょっと無理くらいのことになりますが、この第五和洋丸と、目下就航いたしております関西汽船のチャーチー船霧島丸を、どのようなダイヤを組むのが合理的であるか、目下銳意検討をいたしております。この船は実はドックに入つておりまして、本十三日竣工検査をいたしまして試運転をいたす予定になつております。その結果が良好ならば十四日から就航可能となりますので、これをもちまして宗谷の代替船といいたしたい、このように考えております。したがいまして、宗谷丸は今日兵庫港におきまして積荷をいたしておりますので、これを高知港に入れましておろしましたのを最後にその任務を解除したい、このように考えております。

それから代行輸送力強化の問題でございますが、特に須崎港の量についての御質問に対してもお答え申し上げますと、まず第一に、今の代行輸送量の面から見まして、且下銳意各種資料で研究をいたしておりますが、すでに民間船舶によりまして国鉄の諸扱い貨物が移っておりますのが五百トン程度と推定をされておりますし、さらにト

ラックによりまして阿波池田等までトランクでお持ち出しなりまして、そこから貨車積みをいたしまして宇高航路にかかるておりますものが、昨今平均一日三百二十トン程度は参つております。さらに船舶不適の貨物、大きな木材とか危険品等、あるいは船艤輪送に適しながら荷主のほうでこれを忌避せられる、たとえば高級の紙とか、ミツタマとかいった性質のものもございまして、それらを合わせますと約二百トンないし二百十トンくらいになりります。したがいまして、国鉄といたしまして今日ただいまの場合、どの程度を輸送することが適當であるかという点につきましては、算術計算から参りますと百トン前後というようなことになりますが、今まで運び不足もござりますので、この挽回も急がなくてはなりませんので、当面この二船をもつて足りるのではないかという気もいたしております。

するもので、さらに一船を投入する場合に、その岸壁使用方がどのようになりますか。という点につきましては、もちろん不工合しさが増すわけでござります。以上のようない点でござりまするのと、この際、代行輸送の宗谷丸の代替ということと、さらに今後どの程度の貨物が押しかけて来るかということの検討の中で、今後要すれば考えて参りたいと、このように考えております。

○坂本昭君　ただいま須崎港の問題が出来ましたが、この須崎港の利用については、きわめて技術的な内容がありますので、われわれとしても細部にわたっては指摘できませんが、ただ、太平洋に面した四国の港の中では、この須崎港は最も優秀な要素を持っております。そして駅と桟橋の間のトラック輸送の問題とか、そういう点、きわめて技術的な点はあります。が、須崎港の利用ということは、今回に限らず、きわめて私は重要なことだと考えますので、運輸当局におかれましても、この須崎港の重要性、またその実力という点で十分な御配慮をお願いしておきたいと 思います。

○説明員(柴田元良君)　ただいまの復旧状況につきましてお答え申し上げます。

最初に、上部に発生いたしました亀裂のその後の模様でござりますけれども、これは先般米、鉄道技術研究所から、その後専門の地質学者が現地を詳細に踏査いたしまして、この亀裂についてましては、今後観測をする必要がある。したがつて観測に必要な器具を備えつけて、相当長期にわたってその移動の状態を観測すればいいだろう、こぐれ上の方へ崩壊するというよう

なことは考へられないという判断でござります。また、私ども現地を歩きました判断から見ましても、注意をしてしばらく観測をして様子を見るといふにいたしたい。このように考えております。それから實際落ちております跡づけでござりますが、けさ現在におきまして、この中腹にかなり大きくな、これも亀裂の入つておりました当がございますが、逐次取り除いて参りまして、ただいまのところ、約千ないし千五百程度のものを落とせば、大体あとはいいであります。このようになつております。また下部のほうにたまりました崩土は、その後非常にブルが躍いたしまして、けさ現在におきまして、約四千ないし五千立米程度を残しておるという状況でござります。また当初心配いたしましたコンクリートも、約過半を取り除いております。たがいまして、今後まあ急激な事態の変化がない限り、交通をもう一度ひとつ詳細に再検討する、このようなこことで、ここ数日の様子を見まして、あらためていつ開業できるかということを慎重に今検討いたしております。このよくな段階でござります。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案  
モーターボート競走法の一部を改正する法律

第一条中「海事思想の普及宣伝と観光事業」を「海事思想の普及及び觀光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」に改める。

第二条第三項中「競走を行わなかつたとき」の下に「又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるとき」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 自治大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

第三条を次のように改める。

(競走の実施事務の委託)

第三条 施行者は、競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する事務(運輸省令で定めるものを除く)を当該都道府県に設立するモーターボート競走会に委託することはできる。この場合においては、競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務であつて運輸省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第四条第一項中「設置し又は移転しようとする者」を「設置し又は移転しようとする

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モニターボード

改正する法律

モーテルがレト競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を

次のように改正する。

「観光事業」を「海事思想の普及及び觀

光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の

「振興」に改める。

第二条第三項中「競走を行わなかつたとき」の下に「、又はこれらの市

町村について指定の理由がなくなつ

たと認めるとき」を加え、同条中第  
四項を第五項とし、第三項の次に次

の一項を加える。

4 自治大臣は、第一項の規定によ  
る指定をし、又は前項の規定によ

る指定の取消しをしようとする

きは、運輸大臣に協議しなければならぬ。

第三条を次のように改める。

(競走の実施事務の委託)

第三章 旅行者と競走の競争に関する事務その他の競走の実施に関する事務

する事務（運輸省令で定めるもの  
を除く。）を当該都道府県に設立す

を隠すことを読者に委託するモーターボート競走会に委託す

ことができる。この場合においては、競走に出場する選手並びに競

走に使用するボート及びモーター

の競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務であ

他の競走の競技開催事務につて運輸省令で定めるものは、一

括して委託しなければならない。

第四条第一項中「設置しよ」とする者」を「設置し又は移転しようとする者」に改めることとする。

三

る者」に改め、同条に次の二項を加える。

7 競走場設置者について相続若しくは合併があり、又は競走場の譲渡しがあつたときは、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは

合併により設立した法人又は競走場を譲り受けた者は、当該競走場設置者の地位を承継する。

8 前項の規定により競走場設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第五条中「設置された」を「設置され又は移転された」に改める。

第六条第一項中「並びに審判員を「審判員並びに競走に使用するボート及びモーターの検査員（以下単に「検査員」という。）」に改め、同条第二項中「及び審判員」を「審判員及び検査員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるとときは、運輸省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を消除することができる。

第六条の二第一項中「範囲をこえて」を範囲をこえ、又は運輸省令で定める日取りに反して」に改め、同条第二項中「日取り」を「日取り」に改める。

第七条中「入場者から」を「入場者（第九条各号に掲げる者その他の者であつて運輸省令で定めるものを除く。）から運輸省令で定める額以上」に改める。

第八条第一項中「一口金」を「券面

金額」に改め、同条第二項中「十枚分又は百枚分」を「十枚分以上」に改める。

第九条の二の次に次の二条を加える。

（勝舟投票法）

第九条の三 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種とし、各勝舟投票法における勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、運輸省令で定める。

第十一条第一項中「施行者は」の下に「勝舟投票法の種類ごとに」を加える。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 単勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートが出走しなかつたときは、そのモーターボートに対する投票は、無効とする。

3 連勝単式又は連勝複式勝舟投票

法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に對する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが不出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした

場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが不出走せず、又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

（日本船舶振興会への交付金）

第十九条 施行者は、左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

（日本船舶振興会への交付金）

第一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

二 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

三 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

四 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

五 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

六 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

七 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

八 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

九 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十一 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十二 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十三 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十四 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十五 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十六 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

十七 一回の開催による勝舟投票券に掲げる金額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を支拂う。

会は、競走の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とし、その目的を達成するため左の業務を行なう。

（選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行なうこと。

二 選手の出場のあつせんを行なうこと。

三 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行なうこと。

四 その他競走の公正かつ円滑な実施を図るために必要な業務

五 全国モーターボート競走会連合会に改め、同条に次の二項を加える。

六 前条第三項から第五項までの規定は、全国モーターボート競走会連合会について準用する。

七 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

八 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

九 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十一 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十二 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十三 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十四 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十五 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十六 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十七 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十八 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

十九 第二十二条の二から第二十二条の七まで削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に連合会について準用する。

（監事）

第二十三条の三 振興会には、監事を置かなければならぬ。

（役員の解任）

第二十二条の四 運輸大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するとき、その他振興会の役員たるに適しないと認めるときは、振興会に対し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると旨を命ずることができる。

三 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

四 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

五 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

六 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

七 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

八 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

九 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

十 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

十一 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

十二 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

十三 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

十四 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

十五 一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

十六 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

十七 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

十八 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

十九 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十一 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十二 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十三 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十四 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十五 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十六 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十七 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十八 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

二十九 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十一 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十二 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十三 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十四 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十五 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十六 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十七 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十八 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

三十九 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

四十 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

四十一 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

四十二 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

四十三 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

四十四 会に對し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

（監事）









にあつては、更新後の有効期間（又は臨時運行の許可の有効期間）又は臨時運行の許可の有効期間が満了するまでの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（保険標章）

第九条の二 保険会社は、軽自動車について第七条第一項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書を交付したときは、当該保険契約者に対して、保険標章を交付しなければならない。

2 保険標章には、運輸省令で定めるところにより、保険期間の満了する時期を表示するものとする。

3 保険標章の有効期間は、保険標章には、運輸省令で定めるところにより、保険期間の満了する時期を表示するものとする。

4 保険契約者は、保険標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合は、他の運輸省令で定める場合には、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 保険標章の様式その他保険標章に関する細目は、運輸省令で定める。

第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

3 有効期間を経過した保険標章

は、軽自動車に表示してはならない。

第三章第一節中第十条の次に次の二条を加える。

（保険除外標章）

第十条の二 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前条の規定の適用を受ける軽自動車（政令で定める者が運行の用に供するもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く）について、保有者に対して保険除外標章を交付しなければならない。

2 保険除外標章の有効期間は、運輸省令で定める。

3 第一項に規定する軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険除外標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

4 第九条の二第四項及び第五項並びに第九条の三第二項及び第三項の規定は、保険除外標章について準用について、自家保障標章を保険標章とみなす。

3 第九条の二第四項及び第五項、第九条の三第二項及び第三項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

第八十四条中「第四章、前章及び次条」を「第十条の二、第四章、前章及び第八十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（責任保険の契約の解除等）

第二十条の二 責任保険の契約の当事者は、当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合、商法第六百四十四条の規定による場合その他運輸省令で定める場合に限り、責任保険の契約を解除することができる。

2 保険標章は、当該軽自動車以外の軽自動車に表示してはならない。

（自家保障標章）

第六十五条の二 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、第五十五条の許可に係る軽自動車について、自家保障標章を交付しなければならない。

2 前項に規定する軽自動車に係る第九条の三第一項の規定の適用については、自家保障標章を保険標章とみなす。

3 第九条の二第四項及び第五項、第九条の三第二項及び第三項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

第八十六条の三 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。第八十七条を次のように改める。

第八十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二 第五条の規定に違反した者は、偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自家保障標章の交付又は再交付を受けた者）

（禁止行為等）

第八十四条の二 何人も、行使の目的をもつて保険標章、保険除外標章若しくは自家保障標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物件を使用してはならない。

2 何人も、行使の目的をもつて保険標章、保険除外標章若しくは自家保障標章を紛らわしい外観を有する物件を製造し、又は

これらを使用してはならない。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中道路運送車両法第七十六条、第九十八条及び第一百六十二条の改正規定（同法に第一百六条の二を加える改正規定並びに同法第一百九条第一号の改正規定、第二条の規定中自動車損害賠償保障法に付する。）

第二十条の二を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

（過措置）

第二条 この法律（前条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に有効な自動車検査証及び自動車予備検査証の有効期間は、改正後の道路運送車両法第六十一条第一項（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、現にこれらに記載されている有効期間によるものとする。

2 この法律の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車（次条第一項の規定によりこの法律の施行の日前に検査標章の交付を受けた自動車を除く。）

第三条第一項を「第九条の三第三項第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第二項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次一号を加える。

四 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に係る場合を除き、保険標章を他人に交付してはならない。

2 責任保険の契約の当事者は、その契約を合意により解除し、又はその契約に解除条件を附することができる。

第六十五条の次に次の二条を加える。

（保険除外標章）

第七章中第八十七条の前に次の二条を加える。

（責任保険の契約の解除等）

第二十条の二 責任保険の契約の当事者は、当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合、商法第六百四十四条の規定による場合その他運輸省令で定める場合に限り、責任保険の契約を解除することができる。

2 保険標章は、当該軽自動車以外の軽自動車に表示してはならない。

3 有効期間を経過した保険標章

第三条第一項を「第九条の三第三項第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第二項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次一号を加える。

四 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に係る場合を除き、保険標章を他人に交付してはならない。

2 責任保険の契約の当事者は、その契約を合意により解除し、又はその契約に解除条件を附することができる。

第六十五条の次に次の二条を加える。

（保険除外標章）

第七章中第八十七条の前に次の二条を加える。

（責任保険の契約の解除等）

第二十条の二 責任保険の契約の当事者は、当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合、商法第六百四十四条の規定による場合その他運輸省令で定める場合に限り、責任保険の契約を解除することができる。

2 保険標章は、当該軽自動車以外の軽自動車に表示してはならない。

3 有効期間を経過した保険標章

は、改正後の道路運送車両法第六十六条第一項の規定にかかるわらず、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、査定標章を表示しなくても運行の用に供することができる。

一 昭和三十七年十二月三十一日以前に当該自動車検査証に記載されている有効期間が満了する

自動車にあつては、その満了の日

二 昭和三十七年十二月三十一日以前に検査標章の交付を受ける自動車にあつては、この法律の施行後最初に交付を受ける日

三 その他の自動車にあつては、昭和三十七年十二月三十一日

この法律の施行前にした改正前の道路運送車両法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第三条 陸運局長（道路運送車両法第一百五条第二項の規定に基づく政令の規定により同法第五章に規定する陸運局長の権限に属する事項の委任を受けた都道府県知事を含む）は、運輸省令で定めるところにより、次の各号に掲げる自動車間に於て自動車検査証の交付又はその有効期間の更新を受けれる自動車

二 この条の規定の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車（前条第二項第一号に

一号に規定する自動車及びすでに検査標章の交付を受けた自動車を除く。）

2 前項の検査標章及びその交付については、改正後の道路運送車両法第六十六条第三項及び第四項並びに改正後の自動車損害賠償保障法第九条第二項の規定の例によるものとする。

（自動車損害賠償保障法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に責任保険の契約が締結されている軽自動車については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、改正後の自動車損害賠償保障法第九条の三第一項の規定を適用しない。

一 昭和三十八年三月三十一日以前に当該保険期間が満了する軽自動車にあつては、その満了の日

二 昭和三十八年三月三十一日以前に次項の規定により保険標章の交付を受ける軽自動車にあつては、その交付の日

三 その他の軽自動車にあつては、昭和三十八年三月三十一日以後に、運輸省令で定めるところにより、この法律の施行のところに於て、この法律の施行の際に責任保険の契約が締結されている軽自動車（前項第一号に規定する軽自動車を除く。）の保険契約者に対して保険標章を交付しなければならない。

3 この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第十条の規定の適用を受ける軽自動車（改正後の同

法第十条の二第一項に規定する軽自動車に限る。）については、昭和三十八年三月三十一日までは、同条第三項の規定を適用しない。

4 この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第五十五条の許可に係る自動車である軽自動車については、昭和三十八年三月三十一日までは、改正後の同法第九条の三第一項の規定を適用しない。ただし、当該軽自動車が同法第五十五条の許可に係る自動車でなくかつた場合は、この限りでない。

三 第一項の規定を適用しない。ただし、当該軽自動車が同法第五十五条の許可に係る自動車でなくかつた場合は、この限りでない。